

020 脱退届兼給付請求書・ 一般給付金請求書の振込先について

020脱退届兼給付請求書及び一般給付金請求書の振込先について、未記入や記入間違い（支店・口座番号等）が非常に増えております。記入間違い等をされますと、手続きに大変時間がかかりますのでご注意ください。

※通帳等の金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義のある面のコピーを依頼させていただきます。

②提出前に必ずご確認をお願いいたします。

→ 不要になりました。

→ 従前どおり必要です。



(図の黄色い部分のご記入が必要です)

030 施設変更（継続）届のご利用方法について

現在所属の施設（施設番号）から、他の施設（他の施設番号）へ異動する時は、030施設変更届（継続）をご利用ください。ただし、同時に020脱退届兼給付請求書をご提出された場合は、020脱退届兼給付請求書が優先され、施設変更はできなくなりますので、ご注意ください。また、4月以外で変更する場合は、基準給与の変更はできません。

*施設変更の条件

掛金の途切れる月がなく、変更前施設・変更後施設の双方の法人の承諾を得ることにより可能となります。その際は、脱退届の作成はしないでください。

また、会員情報は、変更前施設及び変更後施設に開示されます。

よくあるお問合せの回答 一般給付金：傷病見舞金について

Q. 傷病見舞金の欠勤期間に有給休暇は入りますか

A. 入ります。欠勤期間は、実際に勤務できなかった（勤務しなかった）期間となります。従いまして、出勤しなかった連続した期間（公休・有給・欠勤扱い・休職命令による休職・業務上の傷病による休業等）が、傷病見舞金請求における欠勤期間となります。添付書類の出勤簿やタイムカードは、休み始めた部分から復職した事がわかる部分までの全てをコピーしてください。

Q. 傷病見舞金の上限日数（180日以上）を休んだ場合、事業所に復職していなくても傷病見舞金を請求できますか

A. 傷病見舞金のご請求は、復職後（または退職後）に行ってください。傷病見舞金給付規程では、同一傷病への給付を1年間制限しているためです。（復職後1年間は同一疾病でのご請求はできません。）なお、請求期間に関しては、復職後から1年間となります。復職日から1年を過ぎると時効となります。

Q. 傷病見舞金は、復職せずに退職する場合も対象となりますか

A. 対象となります。継続してお休みされた日から退職日までの期間を対象としております。なお、この場合の請求期間に関しては、退職日から1年間となります。退職日から1年を過ぎると時効となります。